

わかりやすい！

介護保険 利用ガイド

2021年度～
2023年度版



介護保険制度のご案内



介護保険制度について

介護保険制度は、要介護認定などを受けた人が、さまざまな介護や支援のサービスを受けられる制度で、市が運営しています。

- 介護や支援が必要と感じたら、地域包括支援センターや市の介護保険担当窓口にご相談しましょう。
- サービスにかかる費用の1割、2割、または3割を利用者が負担します。利用者負担の割合については2ページをご覧ください。
- 介護保険は、みなさんが納める介護保険料が重要な財源となって運営されています。介護保険料は必ず納めましょう。

65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為で介護保険を利用する場合は、市へ届け出が必要です。

足利市 (元気高齢課 TEL.0284-20-2136)

65歳以上の人の介護保険料



市区町村ごとに介護保険のサービスに必要な費用と65歳以上の人の数に応じて、保険料の「基準額」が決められます。市区町村によって費用や人数が異なるため、基準額も異なります。

令和3年度から介護保険料が変わりました。

介護保険料の基準額 (2021年度～2023年度)

$$\text{基準額 } 66,600\text{円 (年額)} = \frac{\text{足利市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)}}{\text{足利市に住む65歳以上の人数}}$$

この基準をもとに、所得に応じた負担となるよう14段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	●生活保護を受給している方 ●高齢福祉年金を受給していて世帯全員が市民税非課税の方 ●世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	基準額 ×0.3	19,900円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.5	33,300円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える方	基準額 ×0.7	46,600円
第4段階	世帯に市民税課税者がある方で本人が市民税非課税の方のうち、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	基準額 ×0.82	54,600円
第5段階	世帯に市民税課税者がある方で本人が市民税非課税の方のうち、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える方	基準額	(基準額) 66,600円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が80万円以下の方	基準額 ×1.12	74,500円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が80万円を超え120万円未満の方	基準額 ×1.2	79,900円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	86,500円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	99,900円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.6	106,500円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.75	116,500円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額 ×2.1	139,800円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.5	166,500円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×2.6	173,100円

利用者負担の割合

介護保険のサービスを利用したときの利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割、または3割です。

利用者負担の割合

3割	①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が 〔・単身世帯=340万円以上 〔・2人以上世帯=463万円以上
2割	3割の対象とならない人で、①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が 〔・単身世帯=280万円以上 〔・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人

合計所得金額とは

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、土地売却等に係る特別控除額がある場合は合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

その他の合計所得金額とは

合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額です。

サービスを利用するために

介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターや市の窓口で相談しましょう。



1 相談します

地域包括支援センターや市の窓口で、利用したいサービスなどについて相談します。

介護予防・生活支援サービス事業
(介護予防・日常生活支援総合事業)
を利用したい人 (65歳以上)

介護サービス、介護予防サービス
を利用したい人

2 申請します

市の窓口で申請します。基本チェックリストを行い、生活機能の低下がみられた場合は、介護予防・生活支援サービス事業対象者(事業対象者)となります。利用できるサービスは4ページをご覧ください。

生活機能とは？

人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。

申請に必要なもの

- 介護予防・日常生活支援総合事業申請書
- 介護保険の保険証
- 基本チェックリスト

2 申請します

介護サービス、介護予防サービスを利用したい人は、市の窓口で申請します。



※申請は本人や家族などのほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証 (65歳以上の人の場合)
- 医療保険の保険証 (40～64歳の人の場合)
- 主治医の意見書
主治医が市内の医療機関の場合、意見書の作成を依頼してください。
市外の医療機関は市が直接依頼します。

3 認定調査を受けます

介護認定調査員に自宅を訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。

調査結果はコンピュータで判定(一次判定)され、さらに主治医意見書とともに介護認定審査会で審査・判定(二次判定)されます。



介護認定調査員

認定調査のために自宅を訪問する、市の職員や市から委託された事業所のケアマネジャーなどのことです。

主治医意見書

生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらった書類です。

介護認定審査会

市が任命する保健、医療、福祉の学識経験者5人程度で行われる会議です。申請した人の介護の必要性について、いろいろな面から審査します。

4 認定結果が届きます

認定結果は、原則として申請から30日以内に市から送られてきます。

非該当

要介護や要支援に認定されなかった人

※介護予防・日常生活支援総合事業を申請して、生活機能の低下がみられた場合は「事業対象者」として介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。(65歳以上)

要支援 1・2

介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用することで生活機能が改善する可能性の高い人

要介護 1～5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な人

認定結果に納得できないときは？

要介護認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは市の窓口で相談しましょう。その上で納得できない場合には、3か月以内に県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求できます。

サービス利用の上限額について

おもな在宅サービスを利用したときに介護保険から支給される費用には上限額(支給限度額)があり、それを超えた利用分は、全額利用者が負担します。

おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	支給限度額 (1か月)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※介護予防・生活支援サービス事業対象者は原則として要支援1の支給限度額が設定されています。

5 サービス利用

事業対象者、要支援1・2の人は地域包括支援センター(8ページをご覧ください)、要介護1～5の人は居宅介護支援事業者にご相談ください。

介護保険で利用できるサービス

- 「利用者負担のめやす」は、サービス費用の1割の金額を掲載しています。
- サービスの利用内容による加算や、地域の人件費にもとづく加算があります。
- サービスによっては食費・居住費（滞在費、宿泊費）・日常生活費などを別途自己負担します。
- 共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスが利用できます。

令和3年4月から 利用者負担のめやすが変更されました。

在宅サービス

自宅で生活しながら利用できるサービスです

■施設に通所して利用したい

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。



要介護 1～5 利用者負担のめやす

- ◆通常規模の事業所の場合
(7時間以上8時間未満の場合) ※送迎を含む

要介護 1～5	655円～1,142円
---------	-------------

要支援 1・2 事業対象者

市区町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」で「通所型サービス」として提供されます。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。介護予防サービスでは選択的サービスもあわせて利用できます。



要介護 1～5 利用者負担のめやす

- ◆通常規模の事業所の場合
(7時間以上8時間未満の場合) ※送迎を含む

要介護 1～5	757円～1,369円
---------	-------------

要支援 1・2 利用者負担のめやす (月単位の定額)

◆共通的服务	※送迎、入浴を含む
要支援 1・2	2,053円・3,999円
◆選択的サービス	
運動器機能向上	225円
栄養改善	200円
口腔機能向上	150円

■訪問を受けて利用したい

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。



要介護 1～5 利用者負担のめやす

身体介護中心 (30分以上1時間未満の場合)	396円
生活援助中心 (45分以上の場合)	225円

- ※早朝、夜間、深夜などは加算あり。
- ※通院等乗降介助の利用ができます。
- ※生活援助中心のサービスは要介護度別に基準となる利用回数が定められています。

要支援 1・2 事業対象者

市区町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」で「訪問型サービス」として提供されます。

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。看護職員による検温や血圧などのチェックも行われます。



要介護 1～5 利用者負担のめやす (1回につき)

1,260円

要支援 1・2 利用者負担のめやす (1回につき)

852円

訪問リハビリテーション



居宅での生活行為を向上させるために、医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。

要介護 1～5 **要支援 1・2** **利用者負担のめやす** (1回につき)

20分間リハビリテーションを行った場合	307円
---------------------	------

訪問看護



疾患などを抱えている人について、医師の指示により、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

要介護 1～5 **利用者負担のめやす** (1回につき、30分未満の場合) **要支援 1・2** **利用者負担のめやす** (1回につき、30分未満の場合)

訪問看護ステーションからの場合	470円	訪問看護ステーションからの場合	450円
病院または診療所からの場合	398円	病院または診療所からの場合	381円

居宅療養管理指導



医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

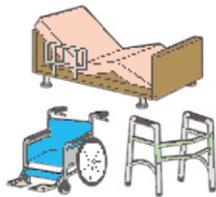
要介護 1～5 **要支援 1・2** **利用者負担のめやす** (単一建物居住者1人に対して行う場合)

医師が行う場合 (1か月に2回まで)	514円
--------------------	------

■自宅で自立した生活をしたい

福祉用具貸与

要介護 1～5 **要支援 1・2**



*機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
*商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

- : 利用できます
- ▲: 尿のみを吸引するものは利用できません
- ×: 原則利用できません

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

	要支援 1・2 要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
手すり (工事をともなわないもの)	●	●	●
スロープ (工事をともなわないもの)	●	●	●
歩行器	●	●	●
歩行補助つえ	●	●	●
車いす (車いす付属品を含む)	×	●	●
特殊寝台 (特殊寝台付属品を含む)	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト (つり具の部分を除く)	×	●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

特定福祉用具販売 (福祉用具購入費の支給)

市へ申請が必要です

要介護 1～5 **要支援 1・2**

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合、申請により一年度10万円を上限 (利用者負担の割合分を含む) に費用を支給します。



- 腰掛便座 ● 入浴補助用具 ● 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 簡易浴槽 ● 移動用リフトのつり具の部分

■ 都道府県などから指定を受けた事業者から購入した場合に、福祉用具購入費が支給されます。

● 利用者がいったん購入費全額を事業者支払い、後日、利用者負担割合分を除いた額の支給を受ける「償還払い」と、利用者が利用者負担分のみを事業者を支払う「受領委任払い」があります。

住宅改修費支給

工事前に市へ申請が必要です

要介護 1～5 **要支援 1・2**

手すりの取り付けなどの住宅改修をした際、申請により20万円を上限 (利用者負担の割合分を含む) に費用を支給します。

● 利用者がいったん工事費全額を施工業者に支払い、後日、利用者負担割合分を除いた額の支給を受ける「償還払い」と、利用者が利用者負担分のみを施工業者に支払う「受領委任払い」があります。

■短期間施設に入所して介護保険を利用したい

短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに短期間入所している人に、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



■短期入所生活介護

要介護 1～5 利用者負担のめやす
(1日につき)

◆介護老人福祉施設（併設型、多床室）の場合
要介護 1～5 596円～874円

要支援 1・2 利用者負担のめやす
(1日につき)

◆介護老人福祉施設（併設型、多床室）の場合
要支援 1・2 446円・555円



■短期入所療養介護

要介護 1～5 利用者負担のめやす
(1日につき)

◆介護老人保健施設（多床室）の場合
要介護 1～5 827円～1,045円

要支援 1・2 利用者負担のめやす
(1日につき)

◆介護老人保健施設（多床室）の場合
要支援 1・2 610円・768円

■有料老人ホームなどで介護保険を利用したい

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人に、日常生活上の支援や介護を提供します。



要介護 1～5 利用者負担のめやす
(1日につき)

要介護 1～5 538円～807円

要支援 1・2 利用者負担のめやす
(1日につき)

要支援 1・2 182円・311円

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支援するサービスのため、原則として他の市区町村のサービスは利用できません。

小規模多機能型居宅介護

要介護 1～5

要支援 1・2

通いを中心に、利用者の選択に応じた訪問や短期間の宿泊を組み合わせたサービスを行います。

認知症対応型通所介護

要介護 1～5

要支援 1・2

認知症の人を対象に、日常生活上の支援などを日帰りで行うほか、専門的なケアを行います。

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

要介護 1～5

要支援 2

認知症の人が共同生活する住宅で、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

夜間対応型訪問介護

要介護 1～5

夜間でも安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

要介護 1～5

日中・夜間を通じて、定期的な巡回による訪問介護と、緊急時など、随時の通報による訪問看護を行います。

看護小規模多機能型 居宅介護

要介護 1～5

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを行います。

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

要介護 3～5

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、日常生活上の支援や介護を行います。

地域密着型特定施設 入居者生活介護

要介護 1～5

定員が29人以下の介護専用型の老人ホームなどに入居している人に、日常生活上の支援や介護を行います。

地域密着型通所介護

要介護 1～5

定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で日常生活の支援や機能訓練などを行います。

●地域密着型サービスは市区町村の実情に合わせて提供されますので、市区町村によっては行われないサービスもあります。

施設サービス

介護保険施設に入所して介護や支援を受けられるサービスです

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

要介護 3~5

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に、日常生活上の支援や介護を行います。

介護老人保健施設 (老人保健施設)

要介護 1~5

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

介護療養型医療施設 (療養病床等)

要介護 1~5

長期の療養を必要とする人のための医療施設で、医療、看護、介護、リハビリテーションを行います。

介護医療院

要介護 1~5

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

■介護保険施設を利用した場合の利用者負担

介護保険施設を利用した場合は、①サービス費用の1割、2割、または3割 ②居住費等・食費・日常生活費の全額が利用者負担になります。

●利用者が負担する「居住費等」「食費」の基準費用額(1日あたり)

居住費等、食費の利用者負担は介護保険施設と利用者の間での契約によって決められますが、下記のとおり基準となる額(基準費用額)が定められています。**令和3年8月から**食費の基準費用額が変わります。

居住費等

・ユニット型個室〔共用スペースを併設し、完全に仕切られている個室〕	2,006円
・ユニット型個室の多床室〔共用スペースを併設し、壁と天井に隙間のある部屋〕	1,668円
・従来型個室〔共用スペースを併設しない個室〕	1,668円 (1,171円)
・多床室〔共用スペースを併設しない相部屋〕	377円 (855円)

食費 1,445円

●()内は、介護老人福祉施設とショートステイ(短期入所)を利用した場合の金額です。

●低所得の人は「居住費等」「食費」が軽減されます 申請が必要です

低所得の人は負担限度額認定の申請により居住費等、食費が軽減されます。(収入等により負担限度額は段階別になっています) **令和3年8月から**一部の段階や食費の負担限度額が変わります。

- 対象となるのは上記施設入所とショートステイ(短期入所)を利用した場合です。
- 次のいずれかに該当する場合は、居住費等、食費の軽減は受けられません。
 - ①住民税非課税世帯だが、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
 - ②預貯金等が下表の一定額を超える場合
 - ③年金収入額は非課税年金を含みます

その他の合計所得金額については
2ページをご覧ください。

第1段階	生活保護受給者	単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
第2段階	前年のその他の合計所得金額+年金収入額が80万円以下	単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
第3段階①	前年のその他の合計所得金額+年金収入額が80万円超、120万円以下	単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
第3段階②	前年のその他の合計所得金額+年金収入額が120万円超	単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

利用者負担が高額になったとき

■介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計)が一定額(利用者負担上限額)を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護(介護予防)サービス費」として後から支給されます。**令和3年8月から**一年年収以上の高所得者の負担上限額が変わります。

※該当する人は市から通知が届きます。

■介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担(高額介護サービス費、高額療養費を適用後の利用者負担)を毎年8月から翌年7月末まで合算して、一定の限度額を超えた場合、申請によりその超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。

※該当する人は医療保険者から通知が届きます。

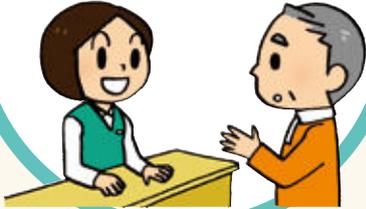
地域包括支援センター市内7か所のご案内

高齢者の皆さんが、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、悩みや心配ごとの相談など、さまざまな支援を行っています。



■主な支援内容

自立した生活ができるよう
介護予防をすすめます。



介護に関する
悩みなど、さまざまな
相談に応じます。

なんでも
ご相談
ください!



高齢者のみなさまの
権利を守ります。



名称	電話	担当地区
足利市地域包括支援センターきた・なか	41-1281	助戸・千歳・北郷・名草
足利市地域包括支援センター協和・愛宕台	73-2413	御厨・筑波・久野・梁田
足利市地域包括支援センターさかにし	65-4080	三和・葉鹿・小俣
足利市地域包括支援センター中央	22-0544	西校・柳原・東校・相生・大橋
足利市地域包括支援センター毛野・富田	90-2117	毛野・富田
地域包括支援センター山辺・矢場川	71-8484	山辺・矢場川
地域包括支援センター三重・山前	22-7655	三重・山前

高齢者の介護予防事業・福祉サービスのご案内

いつまでも住み慣れた地域で、いきいき生活できるように、高齢者の方を対象に次のような取組みを行っています。

一般介護予防事業

- ① ささえ愛ボランティア養成講座
- ② 高齢者元気アップ教室
- ③ 元気アップサポーター養成講座
- ④ 生き生き元気のつどい

介護保険以外の事業

【在宅福祉サービス】

- ⑤ 高齢者短期入所事業
- ⑥ 高齢者暮らしのお手伝い事業
- ⑦ 寝具乾燥事業
- ⑧ 日常生活用具給付事業
- ⑨ 高齢者等緊急通報システム事業
- ⑩ 愛のひと声事業（安否確認）
- ⑪ 高齢者紙おむつ券給付事業
- ⑫ 介護慰労金給付事業

【生きがい事業】

- ⑬ 敬老事業
- ⑭ 敬老祝金
- ⑮ シルバー人材センター
- ⑯ 老人福祉センター
- ⑰ はり、きゅう等施術費助成事業
- ⑱ いきいきパスポート

● 上記サービスに関するお問い合わせは・・・

①～⑪	元気高齢課	地域包括ケア推進担当
⑬～⑱		☎0284-20-2135
⑫	元気高齢課	介護認定担当 ☎0284-20-2139

※ 上記事業は、随時あしかがみでご案内しています。

※ 条件により、利用できないものがあります。

